

県発注工事における現場代理人 の兼務要件の緩和について

令和5年4月 土木監理課

令和5年度改正点について

- 平成26年11月～ 請負代金5千万円未満の工事を対象
- ↓
- 令和2年4月1日～ 請負代金7千万円未満の工事を対象
- ↓
- 令和5年4月1日～ いずれも請負代金4千万円未満の場合は3件まで兼務可

現場代理人の兼務を認める基準について

次の要件を全て満たす場合は、現場代理人を兼務できるものとする。

(下線部以外は従前と同じ取扱い)

- ① いずれも請負代金7,000万円未満の工事であること。
ただし、いずれも請負代金4,000万円未満の場合は3件まで、請負代金4,000万円以上の工事を含む場合は2件までとする。
また、「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、道路維持修繕、舗装修繕、交通安全施設、河川維持修繕、雪氷対策等のいわゆる「点々工事」（以下「点々工事」という。）又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）以外との兼務を認めない。
- ② いずれも同一事務所発注（本庁においては同一所属発注）の工事であること。
- ③ 点々工事又は道路維持修繕工事（道路巡視補修工）以外の工事を2件以上含む場合は、それらの工事現場の相互の間隔が10km程度以内（自動車通行可能経路）であること。

留意事項

(1) 兼務するいずれかの工事が請負代金4,000万円以上で、主任(監理)技術者が専任とされている場合において、現場代理人と専任を要する主任(監理)技術者を兼ねる場合は、その現場代理人が他の工事を兼務することを認めません。

(2) 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

(3) 変更契約等により請負金額が7,000万円以上(兼務件数が3件の場合は請負金額4,000万円以上)となった場合は、兼務要件を満たさなくなるため、現場代理人を変更していただく必要があります。

届出方法等(従前と同じ)

- ① 現場代理人を兼務させようとする受注者は、速やかに、別に定める「現場代理人兼務届」(以下「兼務届」という。)を発注者に2部提出してください。
- ② 発注者が兼務を認めた場合は、兼務届に確認日及び契約担当者名を記載して、1部をお返しします。(1部は発注者が保管)

兼務が認められた場合の条件

- ① 必ず兼務するいずれかの工事に駐在すること。
- ② 兼務するいずれかの工事が、点々工事又は道路維持修繕工事(道路巡視補修工)の場合は、原則として、点々工事又は道路維持修繕工事(道路巡視補修工)以外の工事に駐在すること。
- ③ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。
- ④ 兼務するすべての工事現場の運営状況を把握し、発注者又は監督員が求めた場合は、速やかに他方の工事現場に向かうことができること。
- ⑤ 工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図ること。
- ⑥ 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。